

国立大学法人秋田大学の中期目標を 達成するための計画（中期計画）

平成29年3月29日，文部科学大臣変更認可
平成28年3月31日，文部科学大臣認可

国立大学法人秋田大学の中期計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1)教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

- 【1】①学士課程においては、判断力・コミュニケーション力、探究心、倫理性などを涵養するため、知識・技能・態度を育成するカリキュラムマップ（履修系統図）に基づく教養基礎教育を継続的に実施する。
- 【2】②専門分野においては、各学部のミッションの再定義等で明らかにした文理融合カリキュラムに基づく自然科学と人文科学両面から資源問題を捉える能力を有し国際的に活躍できる人材の育成や、超高齢化社会を迎えた地域の活性化に資するため、小学校での実習経験を増やして実践力を高めることなどにより全国トップクラスの学力を支える教員（秋田県における小学校教員養成占有率の60%以上確保）、秋田県や地域の医療機関等と連携することなどによる地域医療を支える医療人、学生自主プロジェクト等の実践教育などによる新しいものづくり・ことづくりを担える人材を育成する。
- 【3】③高校から大学への接続を円滑に行うため、平成22年度「大学教育推進プログラム」として採択された「高大接続の実践的プロジェクト」の成果を継承し、秋田県の高等学校教諭と本学教員が合同で編集し平成26年3月に発刊した「秋田大学高大接続テキスト」を自学自習用として活用し、その成果を高大接続センターにおいて検証のうえ、改善につなげる。
- 【4】④アクティブ・ラーニング（能動的学修）や双方向型授業への転換を進め、学生の授業時間外での主体的な学習時間を第2期中期目標期間の平均値に比較し、25%以上増加させる。また、学習成果の達成度をGPA（グレード・ポイント・アベレージ）等を用いて引き続き計測し、一定の基準を超えた学生については、半期で受講できる上限単位数を超える履修を認めるなどの修学指導に活用する。
- 【5】⑤授業科目へのナンバリング（授業科目に適切な番号を付し分類することで、学修の段階や順序等を表し、教育課程の体系性を明示する仕組み）の100%導入、全学的なシラバス（授業計画）の書式の整備などにより、各分野のカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）並びにディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）に基づいた体系的な教育課程を維持向上させ、その成果を教育研究カウンスルにおいて検証し、改善につなげるなど、全学的な教学マネジメントを確立させる。
- 【6】⑥国境を越えた多様な学生との交流や学生の国際理解力及び異文化コミュニケーションの向上を図るため、専門教育科目の英語による授業科目数を増加させる。
- 【7】①平成24年度「博士課程教育リーディングプログラム（オンリーワン型）」に

採択された「レアメタル等資源ニューフロンティアリーダー養成プログラム」を国際資源学研究科において継承し、優秀な資源人材の育成を推進する。専門科目を100%英語で教授するほか、海外鉱山等を活用した海外インターンシップ／フィールドワークなど実学教育（On-the-Job-Education）を積極的に取り入れ、実践力・俯瞰力の修得を重視した教育研究活動を推進する。また、産学官の専門家を巻き込んだキャリアパスの支援教育や、国内外の優秀な学生の獲得から学位取得までの質保証審査を確実にを行い、外部評価などによるプログラムの質保証を進める。

- 【8】②平成28年4月に設置された国際資源学研究科、理工学研究科、改組再編した教育学研究科、及び医学系研究科において、各分野のカリキュラム・ポリシー並びにディプロマ・ポリシーに基づいた一貫した学位プログラムを組織的に実践するとともに、引き続き専門分野の枠を超えた統合的かつ体系的な教育課程（医理工連携コース等）及び秋田県立大学との大学院共同教育課程「共同ライフサイクルデザイン工学専攻」を推進し、各研究科が目指すべき目標を達成しているかについて、外部委員を構成員に含む連携運営パネル（教育研究カウンスル・運営カウンスル）において検証し、改善につなげる。

(2)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 【9】①アクティブ・ラーニングや双方向型授業への転換を進めるため、第3期中期目標期間を通じて在職している教員のFDへの参加率を平成33年度末までに90%以上とする。また、アクティブ・ラーニングや双方向型授業の実施状況について、学生による授業評価または同僚評価等により、教育推進総合センター及び各学部の学務系委員会等が検証し、改善につなげる。
- 【10】①平成26年度に開設した国際資源学部、理工学部、改組再編した教育文化学部、及び医学部それぞれのミッションを実現するため、教育推進総合センター及び各学部学務系委員会等において、達成度調査・学習行動調査等により学生の学修成果を把握するとともに、各学部設置された外部委員を構成員に含む教育研究カウンスルにおいて検証し、改善につなげる。特に、教育文化学部においては、教員養成課程の教職経験のある大学教員の割合を、教職経験者の積極的な採用などにより平成33年度末までに60%以上を確保する体制を構築する。
- 【11】②大学院課程においては、平成28年4月に設置された国際資源学研究科、理工学研究科、改組再編した教育学研究科、及び医学系研究科の運営体制、教育課程及び教育成果について、外部委員を構成員に含む連携運営パネル（教育研究カウンスル・運営カウンスル）において検証し、改善につなげる。
- 【12】③授業力に加え、校内研究や教育課題に取り組む力を育成することにより、教職大学院修了者の教員就職率を90%以上確保し、小中学校の学力向上に貢献するとともに、秋田県立大学との大学院共同教育課程「共同ライフサイクルデザイン工学専攻」や平成32年度までに設置予定の大学院医理工連携専攻（仮称）を通じて、地域のリサイクル産業や医療関連産業の発展に寄与し、その成果について、外部委員を構成員に含む連携運営パネル（教育研究カウンスル・運営

カウンシル)において検証し、改善につなげる。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- 【13】①学生の学修・進級・進学に関する各部局の相談部署相互の連携を密にし、修学支援機能を一層強化するため、全学学務系委員長会議を設置するとともに、世界・地域を見据えたリーダーを育むため、引き続き新入生の課題克服に向けたサポートを行う「学習ピアサポート・システム」、レポート作成などの相談に乗る「学習サポートデスク」、グループで討論しながら学修できる「コモンズ」の提供、英語力向上のための「The ALL Rooms」、基礎学力養成のための「質問教室」等の運用を推進し、その成果を教育推進総合センターにて検証のうえ、改善につなげる。
- 【14】②従来から実施している初年次から学生の職業観を育成するキャリア教育や学内インターンシップの推進、学生一人ひとりに対する就職支援サポート体制の充実、「起業力養成講座」等開設による学生のベンチャーマインド養成を推進し、その成果を教育推進総合センター及び学生支援総合センターにて検証のうえ、改善につなげる。
- 【15】①全ての学生にとって学びやすい環境を充実させるため、学生支援総合センターに設置した「学生特別支援室(学生サポートルーム)」や「よろず相談室(おぎってたんせ)」、メンタル面の相談・健康相談に対応するために保健管理センター内に設置した「学生相談所」がそれぞれ連携し、引き続き学生の修学支援に取り組む。また、それらの成果を学生支援総合センターにて検証のうえ、改善につなげる。
- 【16】②意欲と能力ある学生が経済的な理由により学業を断念することがないように、引き続き入学料・授業料免除を全学的に実施するとともに、特に成績優秀な学生に対しては、学長より学業奨励金を給付するなどの顕彰を行う。また、大学院進学予定の学生の中で成績優秀または経済的支援を必要とする学生に対して、奨学金を給付するなどの経済支援策を実施する。これら各種経済的支援の効果を把握するため、成績・学習時間などに関するアンケート調査等を実施し、その成果について外部委員を構成員に含む教育研究カウンシルにおいて検証のうえ、改善につなげる。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

- 【17】①平成 32 年度の入試改革に向けた体制整備として、高大接続教育部門、アドミッション部門及び広報推進部門からなる秋田大学高大接続センターの平成 29 年度中の設置に向けた準備を開始し、アドミッション部門の下でAO(アドミッション・オフィス)入試や推薦入試の実施状況・実施結果の検証を行うとともに、アドミッション・ポリシーに基づいた能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価・判定する入学者選抜システムを開発し、平成 30 年度にはその概要を公表し、平成 32 年度入試から導入する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- 【18】①地域の問題解決に向け、引き続き企業等と協同のうえ、高齢化対応のシステムや福祉医療機器の開発を推進し、医理工連携による大学院教育を行うほか、平成33年度末までに秋田大学医工連携ブランドロゴマーク添付商品を累計10品以上商品化するなど秋田県版医療のシリコンバレーの形成を目指す。また、地域企業等と連携して、航空宇宙分野の共同研究活動を行う。
- 【19】①基礎的基盤的研究を重視するとともに、研究の多様性・活性化を図るため、若手研究者・女性研究者に対し、研究スタートアップのための経費支援等を行う。
- 【20】②資源学・資源リサイクル分野及び生体情報学・移植医療分野を中心に、研究設備やスペース利用などの充実・研究機能強化を進めるとともに、国際的な先端研究の展開並びに産業化にもつながる研究を推進する。
- 【21】③科研費及びその他競争的資金の獲得を拡大するための情報収集を行い、リサーチ・アドミニストレーターの配置等により効果的な研究費の獲得を支援する。特に科研費については、応募資格者数に対する申請件数の比率を100%以上とするとともに、採択率向上のため、研究者間のピアレビュー等の取組を推進する。また、外部研究資金獲得のため、産業界や他の教育研究機関と連携した研究や金融機関等との連携などの取組を推進する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 【22】①学内共同教育研究施設等各組織の役割を明確化させ、その機能を最大限発揮するため、平成28年度中に、人員配置、施設設備、予算等について検証のうえ、改組・再編を行い、研究推進及び研究支援の体制・機能を強化する。平成29年度以降は、毎年度各組織において活動状況の自己点検評価を行い、学内共同教育研究施設評価改善検討会議で検証のうえ、改善につなげる。
- 【23】②本学教員と地域企業等との連携を促進し、地域企業の研究・開発力向上に寄与するため、学生も参加する産学連携推進による人材育成を行うとともに、引き続き社会人のキャリアアップやキャリアチェンジを支援する社会人学び直しプログラムである「秋田大学アドバンスト・リエデュケーション・カリキュラム(AAR e C)」を実施する。また、引き続き秋田大学履修証明プログラム「あきたアーバンマイン開発マイスター養成コース」を秋田県と協力して開講し、環境・リサイクル産業の振興・拡大及び環境教育等に貢献できる人材を養成する。
- 【24】③「起業力養成講座」等による教員や学生のベンチャーマインドの醸成や起業支援を行うなど地域産業の発展に貢献する人材を育成し、平成33年度末までに秋田大学発ベンチャー企業を累計10社以上認定する。
- 【25】④教員の外部資金の獲得状況や論文等の研究活動をデータベース化し、企業や国内外の大学、研究機関等との研究協力・連携を推進することにより、受託研究及び共同研究を実施する教員の割合を、第3期中期目標期間を通じて25%以

上を維持するほか、地域や社会に貢献するような分野横断型または学際的なプロジェクトを推進する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

- 【26】①学生の地域に関する知識・理解を深めるため、地域志向に関する教育を教育内容の充実等により実施する。また、第3期中期目標期間中に本学特有のCOCキャリア認証の仕組みを地（知）の拠点推進本部で構築し、フィールドワークや地域活動への参加を奨励して、地域に関わる学生を平成27年度末と平成33年度末を比較して10%以上増加させる。
- 【27】②「地（知）の拠点整備事業」（大学COC（Center of Community）事業）最終年度の平成29年度までに、大学COC事業に掲げている5つの課題（豪雪地帯の積雪寒冷期における地震防災、在宅看護・医療を考える地域ネットワークの形成、鉱山の隆盛がもたらした阿仁文化の現代への活用、広い低平地における津波対策、豊川小学校跡地を活用した地域住民の心のよりどころとなる多目的交流施設等による地域活動の活性化）について、秋田県や事業参画自治体及び地域住民との協働作業を進め、課題解決に向けた取組を行い、県内自治体と住民が超高齢社会においても希望を持てる「秋田発の地域生活モデル」を構築する。また、平成30年度以降は「秋田発の地域生活モデル」を広く普及させる事業展開を行う。
- 【28】③超高齢化及び人口減少が進む秋田県において、県内の大学が連携して県や産業界・企業等と協働し、「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」（COC+事業）に掲げている若者の地元定着の促進と地元貢献する若者の育成を推進する。具体的には、事業の3本の柱（6大学連携による「秋田おらは学」の展開、3大学と地元企業群による就職支援・若者定着の促進、ふるさと秋田の魅力形成モデルづくり）を推進することにより、本学学生の県内就職率を平成26年度（37.9%）と比較して、COC+事業最終年度の平成31年度までに、10%アップ（48.0%）させる。また、事業責任大学として3大学の学長・校長の緊密な連携の下、秋田県知事、秋田商工会議所会頭等で構成する秋田創生COC+協議会を設置し、事業の進捗管理や検証を行う。さらに、COC+推進コーディネーターを中心に、事業協働地域の就職率10%アップを目指してCOC+事業を着実に実施するものとし、平成32年度以降も事業を継承した取組を行う。
- 【29】①地域社会に開かれた大学として、引き続き「秋田大学子ども見学デー」を年1回実施するとともに、社会人向けの公開講座を年7講座以上開催し、地域へ教育研究資源を提供する。事業ごとにアンケートを実施して、その結果について外部委員を含む地方創生センター運営会議で検証し、次年度以降の取組に反映させる。また、引き続き国立大学法人唯一の文部科学省認定社会通信教育である「秋田大学工学部通信教育講座」を開講し、社会人の職業上必要な知識や技術の習得及び教養のレベルアップに貢献する。
- 【30】②地方創生センター地域協働・防災部門を中心に、外部有識者として秋田県や県

内各市町村の防災計画委員会等に参画し、指導・助言を行い、地域防災力を向上させる。また、引き続き地域防災組織や小中学校等での防災教育に協力し、地域における防災意識を向上させるため、各種講演や出前講義を年 30 件以上実施する。

- 【31】③秋田県内に設置されている秋田大学分校（横手分校，北秋田分校，男鹿なまはげ分校の 3 校）を通じて、引き続き本学の所在する秋田市以外の地域へ教育研究資源を提供する。具体的には「メディカル・サイエンスカフェ・ネクスト」等の公開講演会を年 5 件以上，小中学生向けの科学教室等を年 8 件以上，学生と地域住民との交流活動を年 9 件以上実施する。また，連携協定締結自治体における地域の活性化を図るため，学生と地域が連携した地域の魅力発掘活動や教育資源の提供などの地域課題解決に向けた実践的取組を継続・発展させる。さらに，事業ごとにアンケートを実施して，その結果について外部委員を含む地方創生センター運営会議で検証し，次年度以降の取組に反映させる。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

- 【32】①資源学の最前線で活躍する文理融合のグローバル人材を養成するため，国際資源学部基礎教育科目における留学生を交えたプレゼンテーション授業を取り入れた少人数クラスによる I-EAP（集中大学英語）の実施及び 2 年次以上の専門教育科目を 100% 英語で実施するとともに，3 年次の海外資源フィールドワークの参加率を 100% とする。
- 【33】②アジア・環太平洋地域を中心とするグローバル教育・研究とハブ機能を充実させるとともに，アフリカ・中東地域における資源学拠点形成を推進するため，海外共同研究拠点等を平成 33 年度末までに累計 5 か所以上設置する。
- 【34】①グローバルに活躍する人材を育成するため，クォーター制（4 学期制）の導入やシラバスの英語化を推進し，在学生の海外への留学・研修経験者の割合を平成 33 年度末までに 10% 以上とする。また，教職員の派遣を推進するため，引き続き「秋田大学研究者海外派遣事業」や中国・蘭州大学など海外機関との職員相互派遣研修等を実施する。
- 【35】②「留学生 200 人体制」を軸としながら，引き続き外国人留学生の支援体制及び学修・生活環境を整備充実させるとともに，渡日前入学許可制度による入試の実施等により，正規留学生の受け入れを強化する。特に，本学が推進する資源学拠点形成と資源技術者養成等のため，アジア・アフリカを中心とした「資源産出国」からの留学生受け入れを強化し，平成 27 年度末と平成 33 年度末を比較して，「資源産出国」からの留学生比率を 5% 以上増加させる。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

- 【36】①大学病院や県内外病院のチーム医療推進及び専門医，認定看護師，専門薬剤師等，高度な医療人を養成するため，総合臨床教育研修センターを中心に，医療従事者（医師，看護師，薬剤師等）を対象とした医療教育企画を年間 12 回以

上行う。

- 【37】②平成 29 年度から実施される新専門医制度に準拠して、秋田県における専門医養成プログラムの基幹病院として、専門医育成の中心的役割を担い、大学中心の専門医養成プログラムで毎年 25 人以上のプログラム登録者（専攻医）を確保する。
- 【38】①臨床研究支援センターを充実させ、ヒトを対象とする臨床研究や医薬品等の治験などの質の向上と信頼性を確保し、治験件数を第 2 期中期目標期間中の平均値に比較し 30%以上増加させる。また、研究者の責務や倫理性を担保するための教育・研修を年 1 回以上開催する。
- 【39】②秋田県のがん死亡率改善のため、がん診療関連の医療従事者（医師、看護師、薬剤師等）を対象とした教育・講習を年 2 回以上開催し、第 3 期中期目標期間中に 600 人以上の出席者を得、秋田県のがん専門医師や医療従事者の数や質を高める。
- 【40】① I T をはじめとする先端技術を活用したシステムを、持続的・発展的に開発し、稼働・運用することにより、医療安全の向上や職員の負担軽減に資する。
- 【41】②女性医師のキャリア支援、育児・子育て・職場復帰支援を充実させ、女性医師の育児休業取得率、復職率ともに第 3 期中期目標期間を通じて 75%以上を維持する。
- 【42】③県の拠点病院として、高齢化が進む秋田県に多いがんや循環器疾患等に対する医療体制の充実を推進し、秋田県と協力して、県民への啓発活動実施、県内拠点病院への医師派遣、県内医療体制構築に参加、本学卒業医師の県内定着を推進する。
- 【43】④大腸、食道、胃、肝、肺、乳腺、前立腺、子宮などの主要ながんの根治手術の低侵襲化を推進するため、腹腔鏡手術・ロボット支援手術などの低侵襲手術を積極的に導入する。また、医療安全を徹底し、医療倫理を遵守する。
- 【44】⑤病院機能を充実させ良質な医療の提供を行うとともに、病院経営の健全化と医療の安定的提供に向け、医療費率 41%未満を維持しつつ、手術室の効率的運用や集中治療部の活用等により、手術件数を第 3 期中期目標期間中に第 2 期中期目標期間の年間平均件数比 10%以上増加させることを目標とした取組を実施する。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

- 【45】①授業改善、特別支援、校種間連携など学校現場が抱える教育課題について、学部・研究科（教職大学院）と共同で研究活動を行い、その成果を公開研究協議会のほか、オープン研修会・研究会、相談活動等を通じて、地域との交流・協議、地域への貢献に活用する。また、アクティブ・ラーニング等の実践に関する研究活動も共同で行い、その成果を学士課程及び専門職学位課程（教職大学院）のカリキュラムへ反映させる。
- 【46】②学部・研究科（教職大学院）と共同して教育や研究並びに運営等の改善に取り組むため、共同の F D を年 1 回開催するとともに、共同の授業を年 10 科目以

上、共同の研究を年5件以上、附属学校運営会議を年2回以上、全学運営協議会を年1回以上行う。

- 【47】③地域における指導的・モデル的な学校となるように、多様な子供たちを受け入れるとともに、秋田県及び秋田市教育委員会が参加する地域連携協議会を年1回以上開催して、地域と連携した教育や研究に取り組み、地域の教育課題の解決に貢献する。また、外部評価を6年ごとに実施し、そこで得られた結果を検証のうえ、改善につなげる。
- 【48】④学部・研究科（教職大学院）と連携し、学士課程及び専門職学位課程（教職大学院）の教員養成プログラムを平成31年度までに開発してカリキュラムに反映させ、その検証及び改善を行うとともに、秋田県教育委員会と連携して、現職教員の指導力向上に資する研修プログラムを平成33年度までに開発し、導入する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

- 【49】①学長のリーダーシップの下、引き続き理事・副学長・監事を構成員とする役員ミーティングを年間30回程度開催し、本学の経営及び運営の重要事項について情報共有・意見交換を実施し、ガバナンス及びマネジメントの実質化と迅速化を推進する。また、学長を議長とし、理事・副学長・各学部長・研究科長等を構成員とする大学運営会議について原則月1回継続的に開催し、本学の管理運営等に関する重要事項の企画・立案・執行方法の検討及び部局間の連絡調整並びに情報共有を行うことにより、効率的な法人運営を推進する。
- 【50】②平成26年度に設置した学長直属の大学戦略室において、学長から諮問があった事項に関する企画・立案等を行うため、IR（インスティテューショナル・リサーチ）を活用した経営戦略の立案や業務改善、組織体制の見直し等を推進する。また、引き続き本学役員と監事、会計監査人、監査室で構成される四者協議会において洗い出した課題等に対して、学長のリーダーシップの下、業務改善等に向けた取組を実施する。
- 【51】③学長のリーダーシップの下、平成27年度に各学部・研究科に設置した本学独自の学部運営システムである、外部委員を構成員に含む教育研究カウンスル及び運営カウンスルからなる連携運営パネルを原則年3回以上開催する。教育研究カウンスルでは教育課程の編成、教員の採用及び昇任候補者の学長への推薦、教育研究に関する規程等の制定・改廃、教育研究に関する重要事項を、運営カウンスルでは講座その他重要組織の設置改廃、学部研究科の予算、運営に関する規程等の制定・改廃、運営に関する重要事項を審議し、これらの意見を踏まえ、柔軟かつ機動的な組織改革を実施する。
- 【52】①教員人事については、学長が全学的な視点に立って決定するため、各部局の人事計画及び人事配置方針に基づく教育研究カウンスル等の議を経た人事計画等を、人事調整委員会（委員長：学長）において審議し裁定する体制で引き続き行う。

- 【53】②多様な人材を確保するため、人事・給与システムの弾力化に取り組み、教員（承継職員）について、平成 28 年度にその 10%（約 60 人）を年俸制に移行するとともに、平成 29 年度以降はその割合を維持する。また、年俸制教員については、教育・研究・社会貢献・産学連携・国際・診療・管理運営の分野に係る教員評価を年俸制適用教員業績評価審査会で実施し、評価結果を適切に処遇に反映させる。
- 【54】③40 歳未満の優秀な若手教員の活躍の場を、テニユアトラック制度等を活用するなどして全学的に拡大し、教育研究を活発化させるため、若手教員の雇用に関する計画に基づき、若手教員（承継職員）の雇用を平成 33 年度末までに 10 人以上となるよう促進する。
- 【55】①教職員が仕事と生活を両立できる制度及び勤務環境を整備充実させるため、引き続き育児・介護休業等の取得及び子の看護休暇・短期介護休暇制度等に関する啓発を行うとともに、時間外労働時間数について、1 年単位の变形労働時間制の導入などにより、第 3 期中期目標期間中の 1 人あたり平均時間数を第 2 期中期目標期間中の平均時間数と比較して 2%以上縮減するなど、ワークライフバランスを保つ施策を実施する。また、保健管理センター及び産業医を中心として、教職員のフィジカルヘルス及びメンタルヘルスの支援体制を確立し、対応状況等を安全衛生委員会で検証のうえ、改善につなげる。
- 【56】②男女共同参画推進のため、学長のリーダーシップの下で女性教員採用方針策定や女性幹部職員登用の人事計画を定め、学内に周知徹底し、第 3 期中期目標期間中の女性教員比率を 18%以上維持するとともに、女性管理職の比率を平成 33 年度末までに 14%以上とする。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- 【57】①各学部・研究科の実施する教育・研究がミッションの再定義に沿った内容及び成果が得られているかについて、外部委員を構成員に含む経営協議会及び連携運営パネル（教育研究カウンスル・運営カウンスル）が検証し、改善につなげる。また、地域や社会の要請が高い分野の人材を育成するため、学長のリーダーシップの下で活動する評価センター及び大学戦略室において、I Rを用いた分析等を行い、教育研究組織や人員配置等の見直しを行う。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- 【58】①事務組織の機能や事務改善の取組について継続的に検証のうえ、業務のアウトソーシング等効率化・合理化策を実施するほか、事務組織の再編、業務の集約化を推進のうえ、新規採用の抑制等により、平成 27 年度末と平成 33 年度末を比較して事務系職員・技術系職員を 10 人以上削減する。
- 【59】②研修及び学外機関との人事交流の促進による人材育成を推進する。特に、英語をはじめとした語学力の向上など国際業務に対応できる人材育成を推進するため、事務系職員・技術系職員の英語能力向上に資する資格取得等の支援を行い、平成 33 年度末までに TOEIC スコア 700 点以上の事務系職員・技術系職員

を10人以上育成する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【60】①科研費及びその他外部研究資金を効果的に獲得するため、引き続きリサーチ・アドミニストレーターの配置等による戦略的な支援策や産学連携の推進のほか、学内版競争的資金などにより研究活動の支援体制を強化する。また、同窓会や地域社会等との連携・協力の下、個人・法人が継続的に寄附を行い、本学の活動を支援する「秋田大学みらい創造振興会」の創設などの取組を通じて、「秋田大学みらい創造基金」への寄附金を平成33年度末までに5,000万円以上受け入れる。

【61】②自己収入を増加させるため、宿舍料金など各種料金の見直しを行うとともに、証明書発行手数料を設定するなど新たな自己収入策を実施する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【62】①管理的経費等の現状分析を引き続き行うとともに、より実務的な削減方策を検討する体制を整備し、旅費業務の委託契約の見直しや刊行物の減など経費を抑制する取組を実施し、業務費に対する一般管理費比率を第3期中期目標期間中、恒常的に3%以内に抑える。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【63】①土地・施設・設備の使用状況について、定期的に検証し、有効活用を推進する。また、役員会において、余裕金の運用計画を策定し、資金の安全かつ効率的な運用を継続的に実施する。

Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【64】①中期目標・中期計画を確実に遂行するため、評価センターにおいて自己点検・評価を継続的に行うとともに、学内の各種情報を集約化のうえ、大学ポートレート上に公開する。また、本学が抱える課題を分析のうえ、その内容を役員ミーティングや大学運営会議に諮り、学長のリーダーシップの下、業務改善や教育研究の質の向上に関する企画の実施などを通じて大学運営に活用する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

【65】①大学経営の透明性の確保や社会への説明責任を果たすため、経営状態やコンプライアンス取組状況を継続的に情報公開する。また、本学のブランド力やイメージ向上など知名度を高めるための広報戦略やアクションプランを平成29年度中にとりまとめ、多様なメディア等を駆使した広報活動を展開し、その

成果を広報戦略室において検証のうえ、改善につなげる。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

【66】①学長のリーダーシップの下、国際資源学部等の拠点となる施設づくりやそれ以外の分散している教員室等の集約化等のため、手形キャンパスの現有施設（教員室等）の移転や改修等によりスペースの再配置を実施する。また、平成 27 年度に策定したキャンパスマスタープランを踏まえて、ライフラインの実態把握を通じた老朽化対策及び施設整備に際しての環境負荷低減機器の導入といった省エネ対策等を中心とした施設整備やマネジメントを推進し、その成果を施設マネジメント企画会議で検証のうえ、改善につなげる。さらに、設備マスタープランにおいて、設備の現況の把握及び更新計画を策定し、効率的・効果的な設備整備やマネジメントを推進する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

【67】①毒物及び劇物の不適切な管理事例の発生等を踏まえ、薬品管理システム等による管理並びに管理体制の徹底など再発防止策を強化する。また、引き続きリスクマネジメントの観点から、危機管理委員会を中心として、危機管理対応マニュアル等の見直しを適宜行い、予防から復旧までの一貫したリスク情報の管理体制を強化する。

【68】②東日本大震災の経験を踏まえ、学生、教職員の安全を第一に考えた防災対策に努め、キャンパスごとに防災訓練を年 1 回以上実施する。また、引き続き大規模災害時において教育研究活動等の復旧・再開が困難となった場合、東北地区の他大学と連携・協力し、迅速かつ的確に復旧支援を行う。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

【69】①適切な会計処理が行われる環境を作り出すため、公認会計士を監事に任命するよう求めるほか、役員会において財務に関する事項を審議する際に、監事の出席を求め議論を活発化させるなど役員会の機能を強化する。また、内部監査チームを強化し、監査結果の役員会への報告義務を課すなど体制や仕組み等を整備のうえ、内部監査や監事との連携を強化するとともに、奨学寄附金の取扱等の業務が学内規程に基づいて適切に行われているか不断に点検・見直しを行う。さらに、部局・職域の壁に捉われない情報の共有を図るため、「事務協議会」や財務・施設系担当部署における「財務・施設系連絡会」を定期的で開催する。これらの取組により、役員及び教職員の意識改革を行い、役員ミーティングにおいて継続的に検証し、その結果を経営協議会に報告のうえ、改善につなげる。

【70】②従来から実施している内部監査の徹底や各種法令等の適切な情報提供及び教職員への意識啓発を継続的に行い、コンプライアンスを維持するほか、発生した問題事案を的確に総括し、実効ある再発防止策を徹底する。

【71】③研究における不正行為、研究費の不正使用防止における管理責任体制を整備のうえ、教職員及び学生のうち研究に携わる者を対象とした研究倫理教育プログラムを策定し、対象者を100%受講させるとともに、学長あての誓約書の提出を義務づけるなどの研究における不正行為・研究費の不正使用を未然に防止する取組を実施する。

【72】④本学の情報システムの将来像をまとめた「情報化推進基本計画」及び「情報化推進計画（マスタープラン）」に基づき整備している情報セキュリティポリシーや各種マニュアル・手順書のほか、情報ネットワーク機器のセキュリティ対策、緊急時における体制や手順について、随時、点検・見直しを行う。また、教職員及び学生の情報セキュリティ意識の向上を図るため、情報統括センターにおいて講習会等を年1回以上開催し、理解度や受講率を向上させるための動画配信等の取組を実施する。

VI 予算(人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

2,399,018 千円

2. 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1. 重要な財産を譲渡する計画

・該当なし

2. 重要な財産を担保に供する計画

・附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。

IX 剰余金の使途

○毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、

・教育研究及び診療の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
・手形団地総合研究棟（国際資源学系） ・小規模改修	総額 1,481	施設整備費補助金 (1,205) （独）大学改革支援・学位授与 機構施設費交付金 (276)

（注1）施設・設備の内容，金額については見込みであり，中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

（注2）小規模改修について平成28年度以降は平成27年度同額として試算している。

なお，各事業年度の施設整備費補助金，（独）大学改革支援・学位授与機構施設費交付金，長期借入金については，事業の進展等により所要額の変動が予想されるため，具体的な額については，各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

（1）教員人事

・教員人事については，学長が全学的な視点に立って決定する。

（2）人事・給与システムの弾力化

・平成28年度に教員（承継職員）の10%を年俸制に移行し，平成29年度以降はその割合を維持する。

・年俸制適用教員の教員評価を行い，評価結果を適切に処遇に反映させる。

（3）若手教員の雇用拡大

・若手教員の雇用に関する計画に基づき，若手教員（承継職員）の雇用を促進する。

（4）男女共同参画の推進

・女性教員比率を18%以上維持するとともに，女性管理職の比率を14%以上に高める。

（5）経費（人件費）の抑制

・事務組織の再編，業務の集約化を推進し，平成27年度末と平成33年度末を比較して事務系職員・技術系職員を10人以上削減する。

（6）事務系職員・技術系職員の人材育成の推進

・研修及び学外機関との人事交流の促進により，人材育成を推進する。特に，国際業務に対応できる人材育成のため，研修等により英語等語学力の向上を図る。

（参考）中期目標期間中の人件費総額見込み 85,582百万円（退職手当は除く。）

3 中期目標期間を超える債務負担

【PFI事業】 該当なし

【長期借入金】

(単位：百万円)

年度 財源	H28	H29	H30	H31	H32	H33	中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
長期借入金 償還金 (独)大学 改革支援・ 学位授与機 構)	799	928	1,025	1,061	1,102	1,105	6,020	10,656	16,676

(注) 金額については、見込みであり、業務の実施状況等により変更されることもある。

【リース資産】 該当なし

4 積立金の使途

○前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。

- ・その他教育、研究、診療に係る業務及びその附帯業務

(別紙)予算(人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成 28 年度～平成 33 年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	56,601
施設整備費補助金	1,205
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	276
自己収入	121,999
授業料及び入学金検定料収入	19,134
附属病院収入	101,965
財産処分収入	0
雑収入	900
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	7,764
長期借入金収入	0
計	187,845
支出	
業務費	169,221
教育研究経費	76,636
診療経費	92,585
施設整備費	1,481
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	7,764
長期借入金償還金	9,379
計	187,845

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 85,582 百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注) 人件費の見積りについては、平成 29 年度以降は平成 28 年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人秋田大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

- 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I [基幹運営費交付金対象事業費]

- ①「教育研究等基幹経費」：以下の金額にかかる金額の総額。D (y - 1) は直前の事業年度におけるD (y)。
- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
 - ・ 附属学校の教育研究に必要な教職員のうち、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。
 - ・ 学長裁量経費。
- ②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E (y - 1) は直前の事業年度におけるE (y)。
- ・ 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員(①にかかる者を除く。)の人件費相当額及び教育研究経費。
 - ・ 附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究診療経費。
 - ・ 附属施設等の運営に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費。
 - ・ 法人の管理運営に必要な職員(役員を含む)の人件費相当額及び管理運営経費。
 - ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。
- ③「機能強化経費」：機能強化経費として、当該事業年度において措置する経費。

[基幹運営費交付金対象収入]

- ④「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。(平成 28 年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外。)
- ⑤「その他収入」：検定料収入，入学料収入(入学定員超過分等)，授業料収入(収容定員超過分等)及び雑収入。平成 28 年度予算額を基準とし，第 3 期中期目標期間中は同額。

II [特殊要因運営費交付金対象事業費]

- ⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

III [附属病院運営費交付金対象事業費]

- ⑦「一般診療経費」：当該事業年度において附属病院の一般診療活動に必要となる人件費相当額及び診療行為を行う上で必要となる経費の総額。I (y - 1) は直前の事業年度におけるI (y)。
- ⑧「債務償還経費」：債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。

[附属病院運営費交付金対象収入]

⑨「附属病院収入」：当該事業年度において附属病院における診療行為によって得られる収入。K (y - 1) は直前の事業年度におけるK (y)。

$$\text{運営費交付金} = A (y) + B (y) + C (y)$$

1. 毎事業年度の基幹運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{A (y) = D (y) + E (y) + F (y) - G (y)}$$

$$(1) D (y) = D (y - 1) \times \beta \text{ (係数)}$$

$$(2) E (y) = \{E (y - 1) \times \alpha \text{ (係数)}\} \times \beta \text{ (係数)} \pm S (y) \pm T (y) + U (y)$$

$$(3) F (y) = F (y)$$

$$(4) G (y) = G (y)$$

D (y) : 教育研究等基幹経費 (①) を対象。

E (y) : その他教育研究経費 (②) を対象。

F (y) : 機能強化経費 (③) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

G (y) : 基準学生納付金収入 (④) , その他収入 (⑤) を対象。

S (y) : 政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

T (y) : 教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U (y) : 教育等施設基盤調整額。

施設マネジメントにおける維持管理の状況に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 毎事業年度の特異要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{B (y) = H (y)}$$

H (y) : 特異要因経費 (⑥) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応す

るために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 毎事業年度の附属病院運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{C(y) = \{I(y) + J(y)\} - K(y)}$$

$$(1) I(y) = I(y-1) \pm V(y)$$

$$(2) J(y) = J(y)$$

$$(3) K(y) = K(y-1) \pm W(y)$$

I(y) : 一般診療経費 (⑦) を対象。

J(y) : 債務償還経費 (⑧) を対象。

K(y) : 附属病院収入 (⑨) を対象。

V(y) : 一般診療経費調整額。

直近の決算結果等を当該年度の一般診療経費の額に反映させるための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

W(y) : 附属病院収入調整額。

直近の決算結果等を当該年度の附属病院収入の額に反映させるための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

【諸係数】

α (アルファ) : 機能強化促進係数。△1.2%とする。

第3期中期目標期間中に各国立大学法人における教育研究組織の再編成等を通じた機能強化を促進するための係数。

β (ベータ) : 教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、運営費交付金で措置される「機能強化経費」及び「特殊要因経費」については、平成29年度以降は平成28年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程に

において決定される。

注) 施設整備費補助金及び大学改革支援・学位授与機構施設費交付金は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成 28 年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費及び施設整備費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、変動要素が大きいため、平成 28 年度の償還見込額により試算した支出予定額を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は 1 とし、「教育研究組織調整額」, 「教育等施設基盤調整額」, 「一般診療経費調整額」及び「附属病院収入調整額」については、0 として試算している。また、「政策課題等対応補正額」については、平成 29 年度以降は平成 28 年度と同額として試算している。

2. 収支計画

平成 28 年度～平成 33 年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	183,696
經常費用	183,696
業務費	164,805
教育研究経費	12,927
診療経費	58,571
受託研究費等	3,846
役員人件費	563
教員人件費	43,991
職員人件費	44,907
一般管理費	5,388
財務費用	1,155
雑損	0
減価償却費	12,348
臨時損失	0
収入の部	184,996
經常収益	184,996
運営費交付金収益	50,607
授業料収益	15,889
入学金収益	2,180
検定料収益	563
附属病院収益	101,965
受託研究等収益	3,846
寄附金収益	3,622
財務収益	36
雑益	865
資産見返負債戻入	5,423
臨時利益	0
純利益	1,300
総利益	1,300

注) 受託研究費等は，受託事業費，共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は，受託事業収益，共同研究収益及び共同事業収益を含む。

注) 純利益及び総利益には，附属病院における借入金返済額（建物，診療機器等の整備のための借入金）が，対応する固定資産の減価償却費よりも大きいため発生する会計上の観念的な利益を計上している。

3. 資金計画

平成 28 年度～平成 33 年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	189,795
業務活動による支出	170,193
投資活動による支出	8,273
財務活動による支出	9,379
次期中期目標期間への繰越金	1,950
資金収入	189,795
業務活動による収入	186,364
運営費交付金による収入	56,601
授業料及び入学科検定料による収入	19,134
附属病院収入	101,965
受託研究等収入	3,846
寄附金収入	3,918
その他の収入	900
投資活動による収入	1,481
施設費による収入	1,481
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前中期目標期間よりの繰越金	1,950

注) 施設費による収入には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構における施設費交付事業に係る交付金を含む。

別表(収容定員)

学部	国際資源学部	480 人
	教育文化学部	840 人
	(うち教員養成に係る分野	440 人)
	医学部	1,047 人
	(うち医師養成に係る分野	595 人)
	理工学部	1,604 人
大学院	国際資源学研究科	110 人
	(うち博士前期課程	80 人)
	(うち博士後期課程	30 人)
	教育学研究科	52 人
	(うち修士課程	12 人)
	(うち専門職学位課程	40 人)
	医学系研究科	163 人
	(うち修士課程	10 人)
	(うち博士前期課程	24 人)
	(うち博士後期課程	9 人)
	(うち博士課程	120 人)
	理工学研究科	330 人
	(うち博士前期課程	300 人)
	(うち博士後期課程	30 人)
	工学資源学研究科	0 人
(うち博士前期課程	0 人)	
(うち博士後期課程	0 人)	